

【記載例】

令和7年分 医療費控除の明細書 【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 利府町利府字新並松4

申告をする方の氏名
を記入

1 氏名

利府 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
150,000 円	100,000 円	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

通院のために利用した公共交通機関の交通費は「その他の医療費」に含めます。
タクシーは原則該当しません（電車・バス等の公共交通機関を利用できない場合を除く）。
自家用車のガソリン代・駐車場代も対象外です。

「1 医療費通知に関する事項」、「2 医療費(上記1以外)の明細」のいずれかを必ず記入したうえで、支払った医療費をご記入ください。

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 178,500	円 A
保険金などで 補てんされる金額	20,000	B
差引金額 (A) - (B)	(赤字のときは0円) 158,500	C
所得金額の合計額		D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	E
E と10万円のいずれか 少ない方の金額		F
医療費控除額 (C) - (F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

→ 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)

（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の
「4 繰越損失を差し引く計算」欄の 83 の金額を転記します。

新進分子生物学研究會
新進分子生物學研究會

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

【医療費控除のよくある質問】

Q.生命保険から医療費が補てんされる予定だが、申告時点で補てん金額がわからない。

A.補てん金額が確定していない場合は、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。

後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が多い場合）の手続により訂正することとなります。

Q.医療費控除の明細書と一緒に提出するものはあるか。

A.「1 医療費通知に関する事項」を記入している場合は、記入した分の医療費通知を併せて提出する必要があります。

「2 医療費（上記1以外）の明細」に記入した医療費の領収書は提出する必要はありませんが、申告後5年間はご自宅で保管をお願いします。

Q.令和7年中に医療機関を受診したが、実際に医療費を支払ったのは令和8年になってからだった。令和7年の医療費控除に含めてよいか。

A.受診日にかかわらず、令和7年中に実際に支払った医療費が控除対象です。令和8年に支払った分は令和8年分の医療費控除対象となりますのでご注意ください。

Q.「医療費通知」と医療機関等窓口で実際に支払った自己負担額が一致しないが、どちらを記入すればいいか。

A.それぞれ端数処理の方法が異なるため、一致しないことがあります。「医療費通知」に記載の金額か、実際に支払った自己負担額どちらかの金額を医療費控除の明細書へ記入してください。

なお、実際に支払った自己負担額を記入する場合、「1 医療費通知に関する事項」の「(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」へ記入するか、実際に支払った金額を「医療費通知」の余白へ記入してください。

Q.10~12月頃に医療を受けた分の「医療費通知」が届いていない。

A.お手元に「医療費通知」が届いていない分については、領収書を基に「2 医療費（上記1以外）の明細」へ記入してください。

Q.寝たきりの家族が使用しているおむつ代を計上したい。どうすればよいか。

A.傷病等によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医師による治療を受けるため直接必要な費用として医療費控除の対象となります。

支出したおむつ代の領収書に基づき医療費控除の明細書を記入し、その人の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付するか、確定申告時に提示が必要です。

なお、おむつを必要とする人が介護保険法における要介護認定を本年に受け、その有効期間が6か月以上となるなど一定の記載がなされた「主治医意見書」の交付を受けている場合は、「主治医意見書」の写しを「おむつ使用証明書」に代えることができます。

Q.介護保険サービスを利用したが、医療費控除対象額がわからない。

A.介護保険サービスを利用した際の領収書に「医療費控除対象」と記載のある金額が対象となります。